

助言及びあっせん等事案処理要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（平成 28 年条例第 18 号。以下「条例」という。）第 20 条第 1 項の規定により知事が行う助言及びあっせん等に関する事務処理に関し、埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例施行規則（平成 28 年規則第 65 号）及び埼玉県障害者差別解消支援地域協議会設置要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（助言又はあっせん）

第 2 条 知事は、条例第 18 条第 1 項又は第 2 項に規定する申立てがあったときは、条例第 24 条に規定する障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）に対し、助言又はあっせんに関する意見を求めるものとする。

2 知事は、条例第 20 条第 1 項の規定により行った助言又はあっせんの内容を書面にて条例第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定により申立てを行った者（以下「申立者」という。）及び地域協議会に報告する。

（地域協議会）

第 3 条 地域協議会は、前条第 1 項の規定による知事の求めに応じて協議し、知事に対して意見を述べるものとする。

2 会長は、必要に応じて、意見の協議について、要綱第 9 条に規定する部会に委任することができる。

3 部会は、協議を委任されたときは、意見を地域協議会に報告するものとする。

4 地域協議会は、前項の意見を参考に、知事に対して意見を述べるものとする。

（取下げ）

第 4 条 申立者は手続中であればいつでも申立てを取り下げることができる。

2 申立てを取り下げるときは、申立者は知事に対し、その旨を申し出るものとする。

（助言又はあっせん手続の終了）

第 5 条 第 2 条第 1 項に定める審理は、次の各号に掲げる場合において終了する。また、知事が手続の終了を相当と認めたときも同様とする。

一 地域協議会が助言又はあっせんに適さないと判断したとき。

- 二 知事が助言又はあっせんを行ったとき。
 - 三 当事者のいずれかの所在不明等の理由により、書類の送達が不可能となったことが判明したときから6か月を経過したとき。
 - 四 現に犯罪の捜査の対象となっているものであることが判明したとき。
 - 五 申立者から前条に基づく取下げがされたとき。
- 2 前項第1号、第3号、第4号及び第5号の規定により審理が終了したときは、知事は、その旨を書面で申立者、事業者等の関係者に対し報告するものとする。なお、前項第3号により書類の送達が不可能となった関係者に対してはその限りではない。

（秘密保持義務）

第6条 第3条に規定する意見の協議に加わった委員は、正当な理由なく、協議の過程で知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、また、同様とする。

（履行の確認）

- 第7条 知事は、助言又はあっせんが出された当事者に対し、相当の期間をもってその履行状況を確認し、地域協議会に報告する。
- 2 前項による確認の結果、地域協議会が助言又はあっせんが順守されていると判断したときは、当該申立てに関する地域協議会の取扱いを終了する。

（勧告）

第8条 知事は、条例第21条の規定により勧告を行ったときは、その旨を地域協議会に報告する。

（公表）

第9条 知事は、条例第21条の規定により公表を行ったときは、その旨を地域協議会に報告する。

附則

この要領は、令和8年 月 日から施行する。